

滋賀県優良業務表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県および企業庁が発注する建設コンサルタント業務の優良業務を表彰することにより、品質の向上に対する企業および技術者の意欲を高め、技術力の向上および円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(対象とする業務の範囲)

第2条 県（琵琶湖環境部、農政水産部および土木交通部）ならびに企業庁が発注した設計業務等のうち、表彰する前年度に完了し、委託業務等成績評定実施要領第7条の規定により成績評定の結果を通知した当初請負金額100万円以上の建設コンサルタント業務とする。ただし、災害復旧関連業務および現場技術業務は対象外とする。

(表彰の時期)

第3条 特別な事情のない限り、年1回実施することとする。

(審査)

第4条 審査委員会事務局は優良業務表彰候補を選定し、審査委員会に報告する。

2 審査委員会は、前号により報告のあった候補の中から、優秀なものを優秀賞として決定する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、会計管理局工事検査課長、琵琶湖環境部および農政水産部の次長・技監相当職各1名、土木交通部次長（技術）、技術管理課長、建築課長および企業庁次長の7名の審査委員をもって構成し、委員長は会計管理局工事検査課長とする。

(審査委員会事務局)

第6条 審査委員会事務局は、会計管理局工事検査課が総括し、琵琶湖環境部下水道課、同部森林保全課、農政水産部耕地課、土木交通部技術管理課、同部建築課および企業庁経営課で構成する。

(表彰)

第7条 表彰は、対象業務において配置予定技術者等の要件として指定した部門について、企業および管理技術者を表彰する。

(被表彰者の公表)

第8条 優良業務表彰の被表彰者に関して、対象業務を担当した企業および管理技術者を滋賀県ホームページで公表するものとする。

(本要領の運用)

第9条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、細部運用方針に定める。

付則

この要領は、令和元年8月6日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。